

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（電子的診療情報連携体制整備加算）の算定医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分		点数
初診	入院	4点
	外来	4点
再診（外来診療料）	外来	2点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

2026年6月1日
みさと健和病院 院長